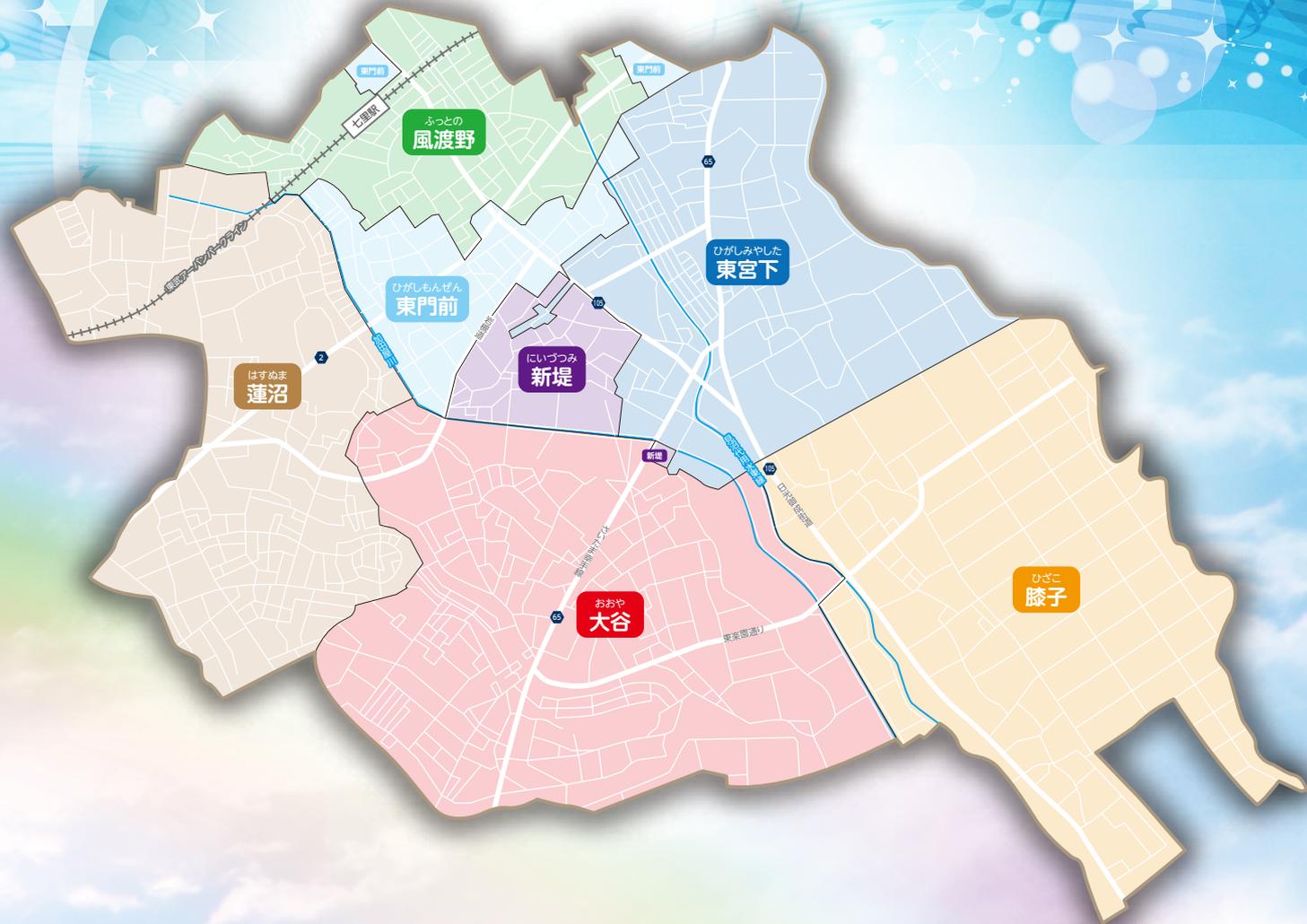


七里地区第5次 地域福祉行動計画

誰もが安心して暮らせる街 ななさと

(令和4年4月～令和9年3月)



七里地区社会福祉協議会

目次

第1章	行動計画の策定にあたって	
1	地域を取り巻く社会状況	1
2	七里地区社会福祉協議会とは	2
第2章	行動計画の概要	
1	策定の意義	3
2	策定の経緯	3
3	地域福祉行動計画の位置づけ	4
4	地域福祉推進のイメージ	5
第3章	行動計画の内容	
1	行動計画体系	6
2	実施計画	
	Ⅰ 地区社会福祉協議会機能の充実	7
	Ⅱ 地域福祉活動の啓発	9
	Ⅲ 住民相互の連携強化	11
	Ⅳ 住民参加による地域福祉活動	13
3	策定・検証推進委員会経過報告	
	Ⅰ 経過	15
	Ⅱ 設置要綱	16
	Ⅲ 名簿	17
4	活動紹介	18
	資料	
●	七里地区福祉マップ	24
●	七里地区福祉施設一覧	26
●	避難場所	29
●	七里地区の町名別世帯数と人口 見沼区高齢者の概況	30
●	さいたま市・見沼区・七里地区 人口割合 人口構成 高齢化率	31
●	用語解説	34
	(参考)	
●	非常持出品と備蓄品	38
●	日頃からの心がけ	39
●	七里の歴史	40

第1章 行動計画の策定にあたって

1 地域を取り巻く社会状況

戦後のベビーブーム世代が後期高齢者になっていくなど、地域における少子高齢化が更に進み、一人暮らしや核家族世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、家族における子育てや介護の問題が増大していきます。

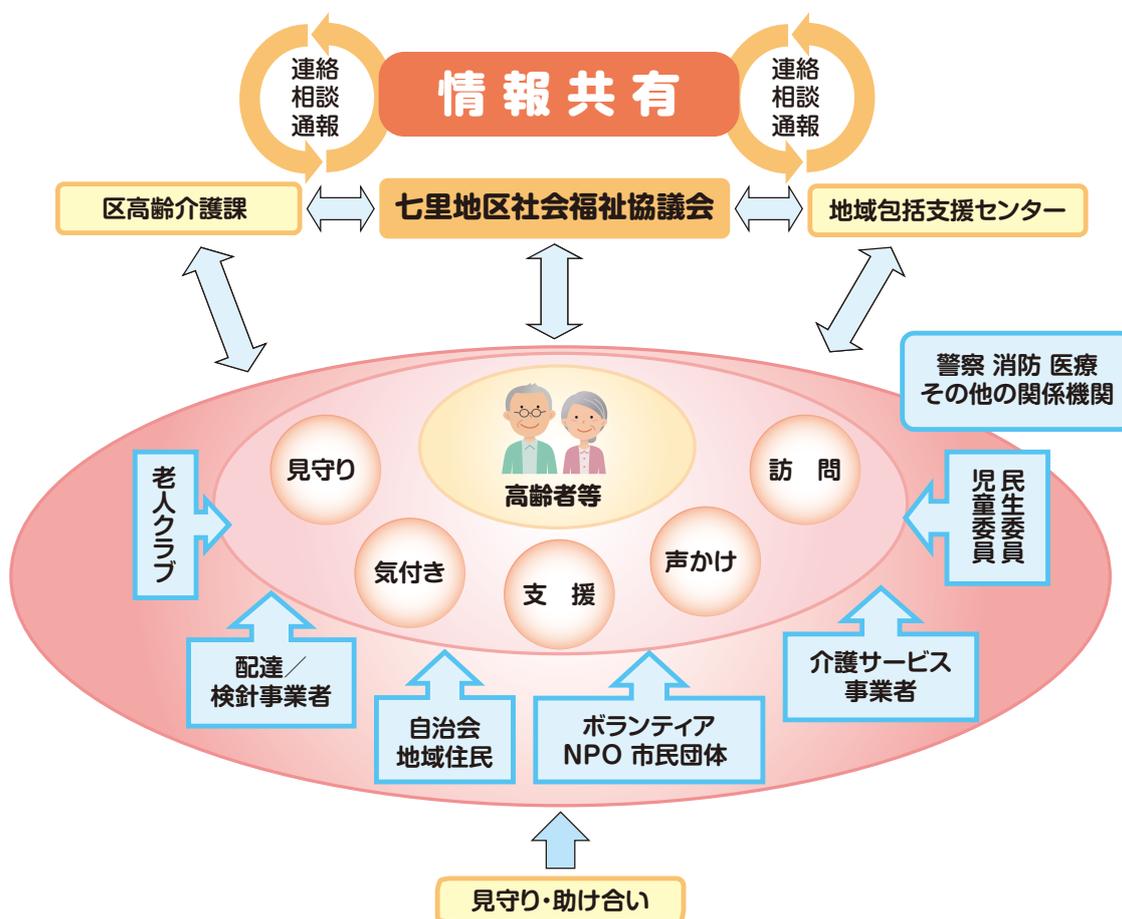
また、近所づきあいなどを通じた住民同士のつながりが希薄化してきていることにより、地域の中で助け合い・支え合いの力が弱まりつつあります。

こうした社会情勢を背景に、地域の中での孤立や孤独死、虐待などの大きな社会問題が顕在化し、経済の停滞等により生活困窮者も増加しています。

また、各地で地震、洪水、噴火、土砂崩れが頻発するなど災害への不安が身近なものになり、災害時の地域における助け合い、見守りなどが地域福祉の大きな課題となっています。

更に、令和2年1月から新型コロナウイルスの感染が広がり、感染防止対策の徹底が求められるなど、コロナの状況に応じた新たな生活様式への変化が求められており、事業の実施においては、こうした社会の変化に的確・柔軟に対応していかなばなりません。

地域での見守り活動【イメージ図】



2 七里地区社会福祉協議会とは

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに暮らしたい…」これは、だれもが願うことではないでしょうか。こうした願いをかなえるためには、同じ地域の中で暮らす人々がお互いに助け合い、支え合うことが必要です。すなわち、地域の中では、住民一人ひとりが福祉の受け手であると同時に担い手でもあります。

七里地区には、自治会や民生・児童委員協議会、青少年育成会、子ども会、老人クラブ、各種ボランティア団体など多くの住民組織があり、住民の生活や福祉向上のために様々な活動を行っています。地域のニーズを自らの課題として捉え、その課題を積極的に解決するために、地域の特性に応じた地域福祉の活動を効果的に実施する必要があります。

そこで、七里地区においては昭和40年代に会員の連携と協力によって計画的に地域福祉を推進することを目的として、七里地区社会福祉協議会が設立され、自治会をはじめ各種団体の協力を得て地域福祉の推進が図られてきました。

そして、平成13年の3市合併とその後のさいたま市の政令指定都市への移行も踏まえ、さらなる地域福祉の向上を目指して、平成15年3月に初めて「地域福祉行動計画（5か年）」を策定しました。

この計画に基づき当地区の拠点として、平成15年10月、東門前に事務所を設置し、地域福祉コーディネーターを配置するなど、地域福祉推進のための基盤を整えました。

その後、大谷氷川神社の大谷会館を経て、平成26年11月から県所有地にある福祉施設敬寿園七里ホーム内に事務所を置き、七里地区の福祉拠点としての機能の充実を図っています。

第2章 行動計画の概要

1 策定の意義

「地域福祉行動計画」を策定することの意義は、地域の方々が主体となって計画を策定し、その過程で明らかになった様々な課題を地域全体のものとして共有し、解決に向けて取り組んでいくことにあります。

行政やさいたま市社会福祉協議会などですでに実施している福祉サービスだけでなく、地域社会（住民及び住民組織・福祉団体・施設・医療機関等）が、自ら課題の解決にあたることにより、地域に即した成果を見込むことができます。

2 策定の経緯

地域福祉の様々な課題を地域全体のものとして共有し、解決していくためには、地域福祉の活動を体系化し、計画的に取り組んでいく必要があります。

そこで、平成14年度に地域の方々を委員とする「七里地区地域福祉推進委員会」を設置し、5か年計画である「七里地区地域福祉行動計画」を策定しました。

その後、変化する社会情勢と地域の人々の新たなニーズを捉え直す必要から、平成17年度中に地域のアンケート調査を行いその結果を踏まえて平成18年度に「七里地区第2次地域福祉行動計画策定委員会」を設置し、会議を重ねて「七里地区第2次地域福祉行動計画」を策定しました。

さらに、平成23年度にそれまでの第1次から第2次の事業実績と見守りに関するアンケート調査結果を基に七里地区の実状に即した地域福祉の更なる向上を目指して、「七里地区第3次地域福祉行動計画」を策定しました。

平成28年度には、それまでの行動計画に加え自然災害の多発や高齢化社会を考慮して緊急時援助体制の確立等を目指した「七里地区第4次地域福祉行動計画」を策定し、災害対策基金の積み立て、災害備品の備蓄、会食ボランティア制度の創設やサロンの充実などを進めてきました。

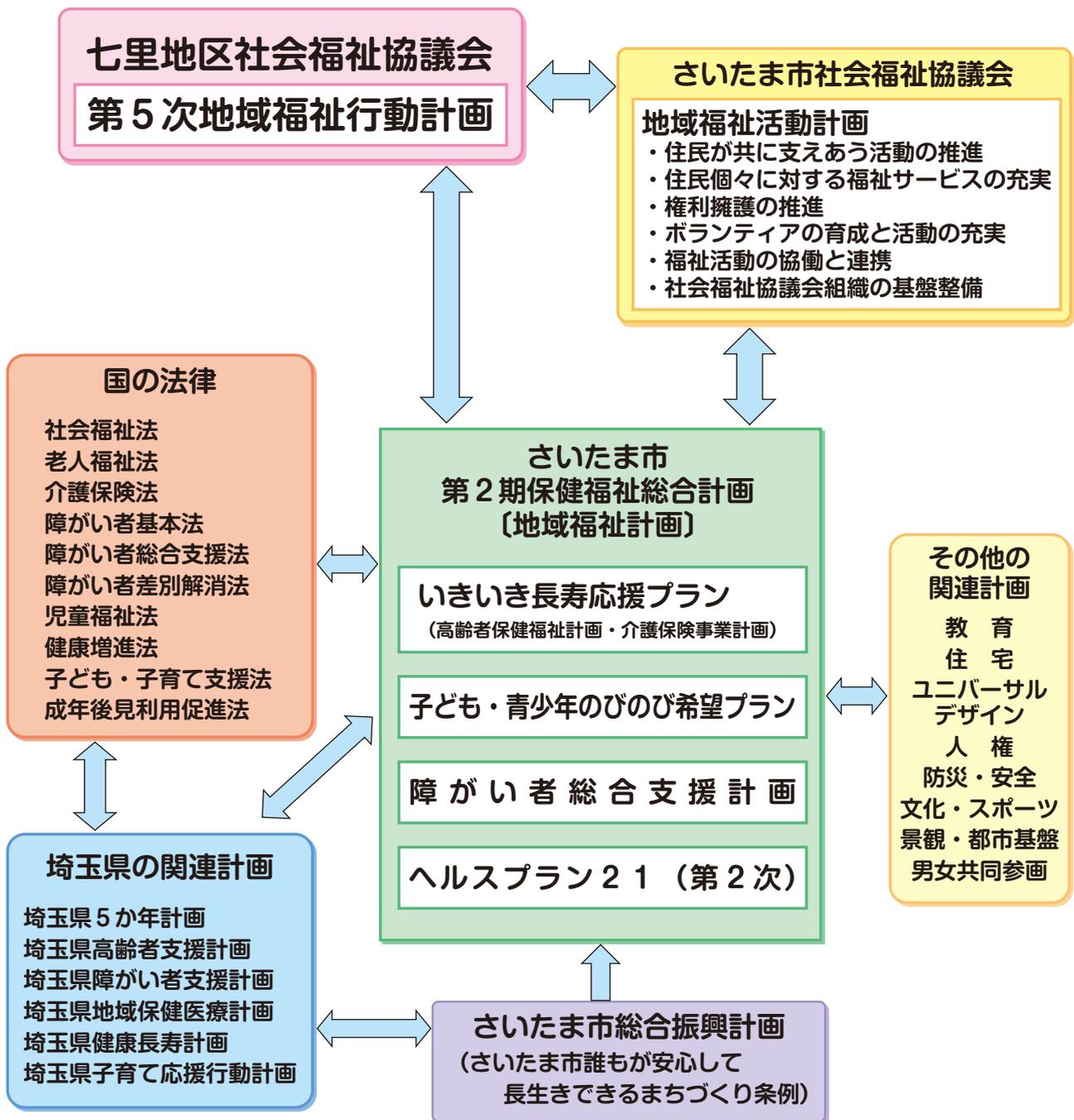
このたび、この「七里地区第4次地域福祉行動計画」の期間が令和3年度に終了することから、これまでの第1次から第4次までの事業実績と急速に変化する七里地区の社会情勢や福祉制度の改正などを踏まえ、「七里地区第5次地域福祉行動計画」を策定することといたしました。

「七里地区第5次地域福祉行動計画」の策定にあたっては、地域福祉の推進を支える自治会連合会、民生・児童委員協議会、青少年育成会、子ども会、老人クラブ、公民館、地域包括支援センターなど、七里地区に関連する様々な分野から委員を委嘱しました。そして、この委員会において、「七里地区第4次地域福祉行動計画」の進捗状況や事業実施状況の評価を行いながら、各種調査などにより把握したニーズの変化などを考慮して、七里地区における地域福祉の現状

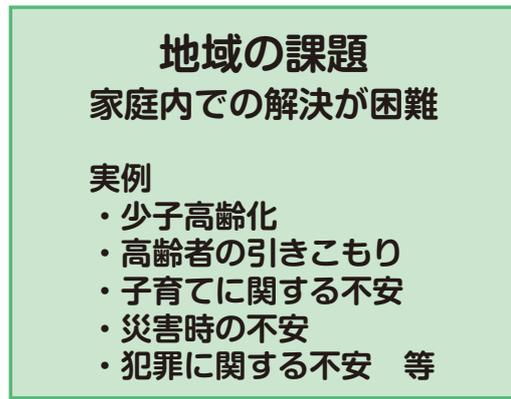
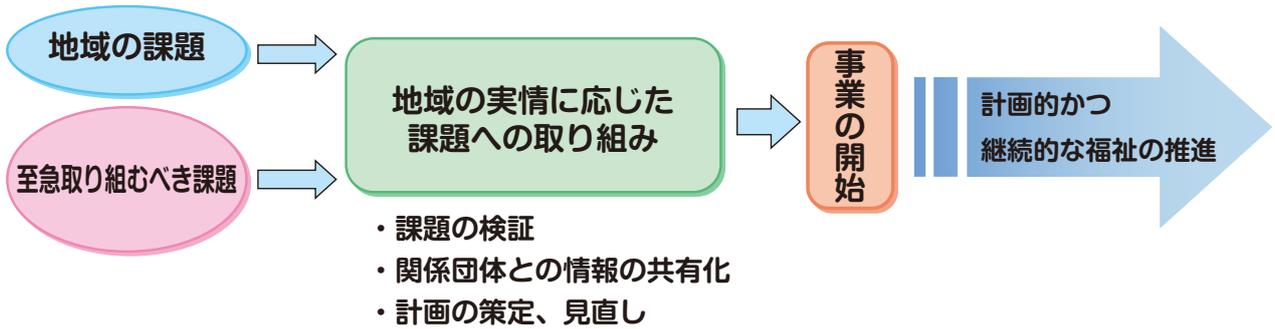
と課題について協議しました。その結果を踏まえて、コロナ禍における新たな生活様式に対応した事業の開催方法の検討（感染予防対策・ITの活用など）、時代に即した広報（ホームページ・メール・ITの活用）、自然災害の多発や急速に進行する高齢化社会への対応など、時代に即した事業を計画的に推進するため令和4年度から8年度までの5年間に取り組むべき活動方針を「七里地区第5次地域福祉行動計画」として取りまとめました。

この行動計画の実施にあたっては、各事業年度の総会后、部会連絡会を開催して、各部会の具体的な行動計画を検討し実行に移します。

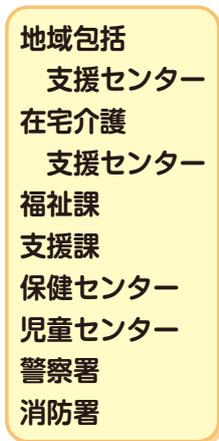
3 地域福祉行動計画の位置づけ



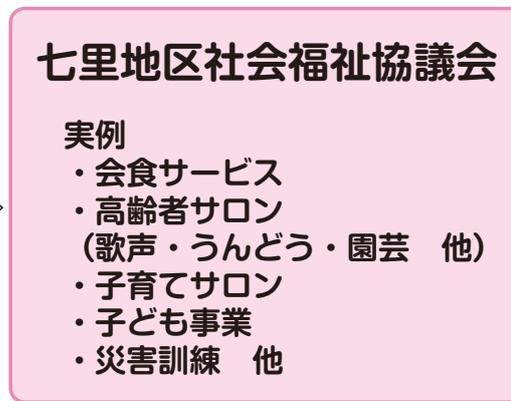
4 地域福祉推進のイメージ



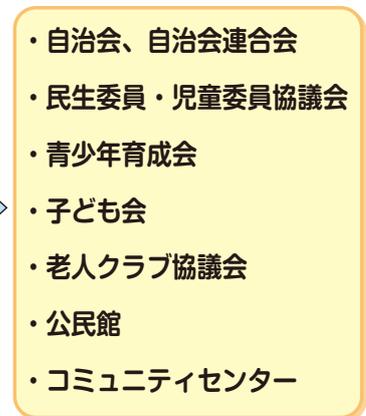
ニーズの把握 ⇄ 事業の展開



⇄
連携



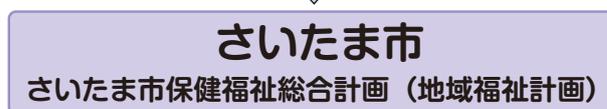
⇄
連携・
協働



⇄ 連携・指導・情報の共有
地域福祉コーディネーターの育成



⇄ 連携・情報の共有



第3章 行動計画の内容

1 行動計画体系

基本構想・理念

基本目標

実施計画

誰もが安心して暮らせる街
ななさと

I

地区社会福祉協議会機能の充実
—基盤整備—

- ① 組織体制の充実
- ② 事務局機能の充実
- ③ 第5次行動計画の進行管理

II

地域福祉活動の啓発
—福祉意識の高揚—

- ① 地域住民ニーズの収集と
広報活動の推進、強化
- ② 福祉活動の理解の促進と情報の提供
- ③ 地域ボランティアの育成と活用
- ④ 募金活動を通じた
福祉意識の高揚と財源確保

III

住民相互の連携強化
—福祉ネットワークの構築—

- ① 関係組織、団体との連携・
共催事業の実施
- ② 住民座談会の実施
- ③ 見守りネットワーク事業の推進
- ④ 緊急時援助体制の確立・推進

IV

住民参加による地域福祉活動
—福祉活動の充実—

- ① 高齢者の福祉充実
- ② 障がい者の福祉充実
- ③ 児童の福祉充実
- ④ 子育て家庭への支援
- ⑤ 世代間交流事業の開催
- ⑥ 自治会サロン活動への支援

2 実施計画

I 地区社会福祉協議会機能の充実 - 基盤整備 -

実施計画	計画内容
①組織体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉行動計画に基づき、地区社協(共催を含む)が実施する事業に対して、多くの住民の理解と協力を得るため、組織体制の充実を図る。
②事務局機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・事務所の設備機器や備品を整備し、機能充実を図る。・事務局機能を活かし、地域住民からの各種相談、問い合わせ等に応じ、関係機関と協力して的確に対応する。
③第5次行動計画の進行管理	第5次行動計画検証推進委員会

事業内容	4年	5年	6年	7年	8年	役割分担
<ul style="list-style-type: none"> ・会議(総会、理事会、総務部会、広報部会、事業部会、部会連絡会)、会計監査、見守り部会・災害対策部会(仮称) 	継続実施 (見守り部会・災害対策部会の設置)					総務部
<ul style="list-style-type: none"> ・情報設備機器・災害対策備品の整備 ・各種相談・問合せ対応、情報提供等 ・地域包括支援センターとの連携強化 ・地域交流スペースの活用促進 ・車いすの貸し出し 	継続実施					総務部
	地域包括支援センターとの連携強化					
<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行動計画進捗状況の確認 	検証・協議					検証推進委員会

II 地域福祉活動の啓発 —福祉意識の高揚—

実施計画	計画内容
①地域住民ニーズの収集と 広報活動の推進、強化	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑・多様化する住民ニーズの収集・把握を自治会等の支援のもとに行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の事業情報を提供するとともに、地域福祉意識を醸成するために広報紙の発行、ホームページのタイムリーな更新を行う。
②福祉活動の理解の促進と 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教養講座、講演会を開催するなど、地域住民への福祉参加を促進する学習会の機会を提供する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、コミュニティセンターとの協力関係を強化するとともに、地域の団体との連携を促進していく。
③地域ボランティアの育成と 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・交流事業や啓発事業などの事業運営への協力を得るために、ボランティアの登録制度を設け、地域福祉の向上に向けて活動していく。 ・ボランティアの育成のため、研修会・交流会・連絡会等を開催する。 ・関係機関の開催する研修会への参加を支援する。 ・情報機器やソフトの活用能力のある人材を積極的に活用する。
④募金活動を通じた福祉意識 の高揚と財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する意識の啓発を図る。 ・地域福祉活動への理解を深めながら、活動資金を確保する。

事業内容	4年	5年	6年	7年	8年	役割分担
<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケートの実施 ・事業出席者におけるアンケートの実施 	継続実施（事業ごとに実施）					総務部 広報部
<ul style="list-style-type: none"> ・事業情報等のホームページへの掲載・充実 	継続実施（随時更新）					広報部
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「いなほ」の発行・充実（6月・10月・2月）年3回 	継続実施					広報部
<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ通信等による事業活動のPR（チラシ、ポスター） ・ITを利用した新たな情報提供機能の活用 	継続実施（自治会掲示板の活用促進）					広報部 自治会
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教養講座の開催 	継続実施（参加促進の検討）					総務部 地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 ・事業の共催実施 	継続実施（他団体との連携促進）					総務部
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの確保・登録 ・ボランティア育成講座の開催 ・ボランティア（会食サービス、サロン事業、見守り、ホームページ更新）活動の推進 ・県・市社協主催研修会参加助成 	継続実施 老人クラブとの連携 指導者の確保・育成 ボランティア団体交流会の実施					総務部 事業部
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市社協賛助会員の募集 ・赤い羽根共同募金 ・歳末たすけあい募金 ・日本赤十字募金 	継続実施					総務部 事業部 自治会
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バザー（コミセンまつり、コンサート時に実施） 	継続実施					総務部 事業部

Ⅲ 住民相互の連携強化 —福祉ネットワークの構築—

実施計画	計画内容
①関係組織、団体との連携・共催事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市社協から、福祉関係情報や関連データ等各種情報を配信してもらい、地域の方々に情報を提供するとともに、地域内各分野の団体と連携し、各事業を共同して開催する。
②住民座談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民から福祉の要望や現状を聞く機会を持つために、住民座談会を開催し、今後の福祉情報の収集や事業実施に役立てる。
③見守りネットワーク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯や単身高齢者世帯等を対象として、福祉関係機関等と連携を図り、地域に則した見守りネットワーク作りを進める。 ・見守りを必要とされる高齢者や声掛けを希望する方を対象に、見守り活動を実施する。
④緊急時援助体制の確立・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害時における自主防災組織との援助体制の確立のための（調査・把握、マップ作りの）協議・検討を行う。この緊急災害時における援助体制を基に、要支援者名簿を活用していく。 ・地震やゲリラ豪雨など大規模災害を想定した避難場所の確認や誘導等への協力体制を検討・推進する。

事業内容	4年	5年	6年	7年	8年	役割分担
・福祉団体との情報交換会	継続実施（福祉団体との情報交換会の促進）					総務部 各種団体
・地区社協関連行事への助成、参加（ななさと親子フェスティバル共催等）	継続実施					総務部 各種団体
・七里公民館との連携・共催 歌声サロン①、うんどうサロンⅠ・園芸サロン、子ども講座（絵画・昆虫・書初め） ・七里コミュニティセンターとの連携・共催 子育てサロン、歌声サロン②、うんどうサロンⅡ・Ⅲ）	継続実施（指導者・協力者の確保・育成）					総務部 事業部
・住民座談会の実施	検討・協議（住民の意識ニーズの把握）					総務部 各種団体
（地域見守り推進協議会） ・地区内の各種団体との連絡会 ・ネットワークの構築 ・高齢者等見守り、声掛け活動	検討・協議					見守り部会 総務部 民生委員 自治会 地域包括支援センター
・地区内の各種団体との連絡会 ・災害備品の整備 ・見守りマップの作成	継続実施					見守り部会 総務部
・具体的な安否確認内容の整備 ・援助体制の整備 ・地区防災訓練への参加 ・防災資機材の整備・点検 ・災害対策講習会 ・避難時運営委員会の参加支援 ・緊急災害班の構築	検討・協議					見守り部会 総務部 広報部 自治会連合会 民生委員 各種団体 地域包括支援センター

IV 住民参加による地域福祉活動 —福祉活動の充実—

実施計画	計画内容
①高齢者の福祉充実	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を図りつつ、高齢者がいきいきと積極的に参加することができるよう、各種事業を工夫の上、継続して実施する。
②障がい者の福祉充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の障害者福祉施設や、在宅の障がい者への理解を深めるため、地域行事へ招待する。また、福祉施設などが行う行事へ参加協力し、同じ地区内の一員として交流を図る。
③児童の福祉充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が地域の中で安心して過ごせるよう、防犯パトロール、子ども110番との連携を図り、「登下校時のあいさつ運動」「親子のふれあい活動」を行い、「子どもサロン」等の講座を開催する。 ・情報化社会に適応する能力の育成を図りつつ、子どもどうしの連帯意識を図る。
④子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンを継続して実施し、子育て世代の不安を解消し、地域の育成機能の活性化を醸成する。
⑤世代間交流事業の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の交流を促進するため、単身高齢者会食サービス事業への児童等の交流参加や、ふれあいコンサート等を開催する。
⑥自治会サロン活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位における交流の促進と地域助け合いの充実を図るため、自治会への支援を行う。

事業内容	4年	5年	6年	7年	8年	役割分担
・ふれあい会食推進事業 七里公民館毎月1回（8月を除く）75歳以上の一人暮らしの高齢者	継続実施					総務部 事業部
・七里公民館共催 園芸サロン、うんどうサロンⅠ、歌声サロン①（童謡・唱歌） ・七里コミュニティセンター共催うんどうサロンⅡ・Ⅲ 歌声サロン②（世界の名曲） ・ふれあいサロン、ウォーキング	継続実施（会場・回数の検討・協議）					事業部 各種団体
・各敬老会への助成75歳以上	継続実施					総務部
・老人クラブへの支援	継続実施					総務部
・ふれあいコンサート等の事業への招待 ・障害者就労支援施設の親子フェスティバル等への参加促進	継続実施（各種イベントへの参加促進）					事業部 各種団体
・虐待防止の見守り ・児童福祉講座の開催 ・防犯組織等との連携 ・子どもサロン（書き初め、夏休み事業）の開催 七里公民館共催	継続実施					事業部 各種団体
・子育てサロン「つくしんぼ」 七里コミュニティセンター共催 毎月1回原則第4水曜日	継続実施					事業部 各種団体
・ふれあいコンサートの開催 七里コミュニティセンター共催 ・ふれあいサロンの開催 七里コミュニティセンター共催 ・会食サービス事業園児参加、小・中学生お手伝い 七里公民館共催	継続実施					事業部
・各自治会サロン活動への助成・技術的支援の実施	継続実施（各自治会での立ち上げ・促進）					総務部

3 策定・検証推進委員会経過報告

I 七里地区第5次地域福祉行動計画策定・検証推進委員会経過

日程	会場・時間	議事内容
第1回 9月7日(火)	七里公民館 レクホール 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ●委員等自己紹介及び委員長・副委員長の選出 ●今後の日程(進め方)について ●第4次行動計画の検証について(第4次実施計画の確認) ●市・市社協へ基礎資料の作成依頼 ●実施計画における今後の方向性について
第2回 10月15日(金)	七里公民館 レクホール 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉行動計画体系について確認 ●実施計画の確認
第3回 11月9日(火)	七里公民館 レクホール 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ●実施計画の確認 ●組織体制について検討 ●図・頁構成などについて検討 ●基礎資料の確認
第4回 12月8日(水)	七里公民館 大会議室 14時～16時	<ul style="list-style-type: none"> ●第5次地域福祉行動計画(案)について(確認)
第5回 1月21日(金)	七里公民館 レクホール 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ●第5次地域福祉行動計画(案)の策定

Ⅱ 七里地区第5次地域福祉行動計画策定・検証推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、七里地区住民の健康・福祉の増進に関すること及び住民の立場に立った福祉サービスや民間福祉活動のあり方について、調査・研究を行い、「七里地区第5次地域福祉行動計画」を策定及び推進するための委員会の組織及び運営に関することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「七里地区第5次地域福祉行動計画策定・検証推進委員会」（以下「委員会」という）と称し、事務局を七里地区社会福祉協議会に置く。

(事業)

第3条 この委員会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 七里地区住民の健康・福祉の増進及び福祉サービスや民間福祉活動のあり方について調査・研究すること。
- (2) 「七里地区第5次地域福祉行動計画」の策定及び推進・進行管理に関すること。
- (3) 地域のニーズを把握し、当地区の課題を検討すること。
- (4) 実施事業を検証すること。
- (5) 学識経験者等から意見を聴衆すること及びアンケート調査を実施すること。
- (6) その他、七里地区における地域福祉の推進に関すること。

(委員構成)

第4条 この委員会は、七里地区内の社会福祉協議会、自治会、民生・児童委員協議会、各種団体の代表者及び学識経験者等をもって構成する。

(役員)

第5条 この委員会に、委員の互選による委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 この委員会の任期は、令和3年9月7日から5年間とする。ただし、委員の変更があった場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 この委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(検証)

第8条 この委員会は、令和4年度以降、毎年度末に委員会を開催し、各部会の進捗状況の確認・検証を行い、理事会に報告する。

附則

この要綱は、令和3年9月7日から施行し、次期行動計画策定・検証推進委員会が設置された時、その効力を消失するものとする。

Ⅲ 七里地区第5次地域福祉行動計画策定・検証推進委員会名簿

◎：委員長 ○：副委員長

順不同・敬称略

No.	氏名	所属	備考
1	富 張 道 雄	七里地区社会福祉協議会	◎
2	山 川 好 英	//	
3	細 沼 英 雄	//	
4	山 田 春 男	//	
5	石 井 克 治	//	
6	吉 田 正 信	七里地区自治会連合会	○
7	鶴 谷 千 法	//	
8	武 田 恒 夫	//	
9	大 川 野 芙 子	七里地区民生・児童委員協議会	○
10	小 島 益 栄	//	
11	中 村 恵 治	//	
12	秋 山 孝 子	//	
13	伊 藤 司	//	
14	黒 木 光 子	主任児童委員	
15	小 島 一 夫	青少年育成七里地区会	
16	丸 山 深 雪	子ども会育成連絡会	
17	春 日 信 之	七里地区老人クラブ協議会	
18	黒 川 和 男	七里公民館	
19	邨 山 由 紀 子	見沼区東部圏域地域包括支援センター	
20	白 瀧 康 次	NPO法人 地域人ネットワーク	

4 七里地区社会福祉協議会の活動紹介

1 高齢者の福祉充実

活動名称	ふれあい歌声サロン①（童謡・唱歌）	
活動場所	七里公民館 レクホール	
活動内容	音楽（歌唱） 交流 その他	
活動内容詳細	歌唱指導とピアノ伴奏により、童謡・唱歌の合唱。腹式呼吸による健康づくり。交流を通じた仲間づくりと情報交換。	
活動日時	月1回（8月を除く）第2火曜日 14：00～16：00	
費用負担	有償（参加費200円）	

活動名称	ふれあい歌声サロン②（世界の名曲）	
活動場所	七里コミュニティセンター 多目的ホール	
活動内容	音楽（歌唱） 交流 その他	
活動内容詳細	歌唱指導とピアノ伴奏により、世界の名曲の合唱。腹式呼吸による健康づくり。交流を通じた仲間づくりと情報交換。	
活動日時	月1回（8月を除く）第4水曜日 14：00～16：00	
費用負担	有償（参加費200円）	

活動名称	うんどうサロンⅠ	
活動場所	七里公民館 レクホール	
活動内容	体操（ストレッチ・脳トレ体操） 交流 その他	
活動内容詳細	地域運動支援員によるストレッチ・脳トレ体操・筋肉トレーニング 交流 その他	
活動日時	月1回（8月を除く）第3木曜日 ①13：30～14：30 ②15：00～16：00	
費用負担	無償	

活動名称	うんどうサロンⅡ	
活動場所	七里コミュニティセンター 多目的ホール	
活動内容	体操（ストレッチ・脳トレ体操） 交流 その他	
活動内容詳細	地域運動支援員によるストレッチ・脳トレ体操・筋肉トレーニング 交流 その他	
活動日時	月1回（8月を除く）第2木曜日 ①9：15～10：15 ②10：45～11：45	
費用負担	無償	

活動名称	うんどうサロンⅢ	
活動場所	七里コミュニティセンター 多目的ホール	
活動内容	体操（ストレッチ・脳トレ体操） 交流 その他	
活動内容詳細	地域運動支援員によるストレッチ・脳トレ体操・筋肉トレーニング 交流 その他	
活動日時	月1回（8月を除く）第3木曜日 ①9：15～10：15 ②10：45～11：45	
費用負担	無償	

活動名称	園芸サロン	 
活動場所	七里公民館 大会議室	
活動内容	学習会 交流 その他	
活動内容詳細	元NHK趣味の園芸講師による講義と実技。年に数回植物の観賞・グリーンウォークに各地の公園に出かける。12月は正月用寄せ植え実施、地域の仲間作りと仲間同士の交流	
活動日時	月1回（8月を除く）原則第4土曜日 9：30～12：00	
費用負担	実費（正月用寄せ植え費用 1,000円程度 観賞会交通費・入園料 等）	

活動名称	ふれあい会食サービス	 
活動場所	七里公民館 レクホール	
活動内容	昼食会 交流 その他	
活動内容詳細	75歳以上の一人暮らしの方を対象	
活動日時	毎月第4金曜日（8月を除く）11：00～13：00	
費用負担	無償	

活動名称	オレンジカフェ「縁がわ」	 
活動場所	敬寿園七里ホーム 多目的スペース	
活動内容	カフェ 脳トレ ストレッチ 合唱 交流 その他	
活動内容詳細	認知症の人やその家族や地域の人々が一緒になって集まるカフェ、お茶やお菓子を食べながら交流を深める	
活動日時	毎月17日 13：30～15：30	
費用負担	有償（参加費100円）	

2 子育て家庭への支援

活動名称	子育てサロン「つくしんぼ」
活動場所	七里コミュニティセンター 第2集会室・和室
活動内容	0歳から就学前の子どもと親
活動内容詳細	親子の友だち作りや情報交換の場。定期的に身体測定や保健師、歯科衛生士、栄養士、家庭児童相談員などによる健康、栄養、育児相談のほか児童厚生員による親子ふれあい遊びや紙芝居、お誕生会
活動日時	月1回 第4水曜日 10:00～11:00
費用負担	無償



3 世代間交流事業

活動名称	ふれあいコンサート
活動場所	七里コミュニティセンター 多目的ホール
活動内容	音楽鑑賞（マンドリン演奏） 交流 その他
活動内容詳細	音楽鑑賞を通じた世代間交流と情報交換 交流を通じた仲間づくり
活動日時	年1回（12月第1日曜日） 12:30～15:30
費用負担	無償



活動名称	ふれあいサロン
活動場所	七里コミュニティセンター 多目的ホール
活動内容	音楽鑑賞（オペラ鑑賞） 交流 その他
活動内容詳細	音楽鑑賞を通じた世代間交流と情報交換 交流を通じた仲間づくり
活動日時	年1回（9月第4日曜日） 13:00～15:00
費用負担	無償



活動名称	ななさと親子フェスティバル
活動場所	蓮沼小学校 又は 七里小学校 校庭
活動内容	ゲーム・模擬店 交流 その他
活動内容詳細	各種団体の協力により親子でゲームを楽しむ 交流を通じた仲間づくり
活動日時	年1回（10月第3日曜日） 10:00～14:00
費用負担	無償（一部自己負担）



4 子ども講座

活動名称	夏休み・冬休み子ども講座	 
活動場所	七里公民館 レクホール	
活動内容	公開講座（学習支援）	
活動内容詳細	絵画教室、昆虫のおはなし、書初め会 交流 その他	
活動日時	年4回（8月・12月）	
費用負担	無償	

5 その他の事業

活動名称	健康体操	
活動場所	七里小学校 体育館	
活動内容	公開講座（ラジオ体操 NHKみんなの体操）	
活動内容詳細	NHKテレビ・ラジオ体操指導者 多胡 肇氏による、正しいラジオ体操の指導 脳トレ体操	
活動日時	年1回（1月第4日曜日） 14：00～16：00	
費用負担	無償	

活動名称	福祉教養講座	
活動場所	七里公民館	
活動内容	公開講座（介護予防教室 学習支援）	
活動内容詳細	生活支援講習・認知症サポーター養成講座、認知症予防について 成人病予防講座 他	
活動日時	年2回から3回	
費用負担	無償	

活動名称	ふれあいウォーキング	
活動場所	名所 旧跡 公園等	
活動内容	運動・スポーツ 交流 その他	
活動内容詳細	七里公民館を拠点として、8 kmから10 kmのウォーキング。桜の花と秋の紅葉を楽しみながら、見沼区内の名所・旧跡にふれる。	
活動日時	年2回（4・11月） 9：00～15：00	
費用負担	無償	

活動名称	赤い羽根街頭募金	
活動場所	七里駅前	
活動内容	啓発運動	
活動内容詳細	関係者による募金活動	
活動日時	年1回 10月1日 17:00～19:00	

活動名称	災害訓練	
活動場所	福祉施設等	
活動内容	機材確認・点検 炊き出し訓練	
活動内容詳細	自然災害等に備えて	
活動日時	年1回	

資料編

七里地区 福祉マップ

● …高齢者施設等 ● …児童福祉施設 ● …その他

○さいたま市子ども急患電話相談 ☎825-5252
 ○さいたま市大宮休日夜間急患センター ☎667-8180
 ○大宮歯科休日急患診療所 ☎652-7225



高齢者の相談窓口

- 地域包括支援センター敬寿園七里ホーム ☎681-6614
- 在宅介護支援センターなごみ ☎689-1994
- 認知症に関する電話相談 (公社)認知症のひとと家族の会 埼玉県支部 ☎667-5553
- こころの電話 (さいたま市こころの健康センター) ☎851-5771

この地区の行政機関

- 見沼区役所 ☎687-1111(代)
- 高齢介護課(高齢福祉係) ☎681-6067
- // (介護保険係) ☎681-6068
- 大宮東警察署 ☎682-0110(代)
- 見沼消防署 蓮沼出張所 ☎686-1252
- 消費生活相談窓口 ☎645-3421

医療関係

- 埼玉県救急医療情報センター ☎824-4199
- 埼玉県精神科救急情報センター ☎723-8699
- 医療安全相談窓口 (さいたま市医療安全支援センター) ☎840-2244

- 七里地区社会福祉協議会(敬寿園七里ホーム内) 事務所開所時間：平日13時～18時 ☎687-9997
- さいたま市社会福祉協議会 見沼区事務所 ☎684-3322
- 東楽園・老人福祉センター ☎686-1033

七里地区福祉施設一覧

①地域包括支援センター 敬寿園七里ホーム 大谷2022-1 ☎ 681-6614

②在宅介護支援センター なごみ 大谷14-1 ☎ 689-1994

●高齢者施設

地図 番号	名称	特養	デイ サービス	ショート ステイ	ケアマネ	老健	有料老人 ホーム	グループ ホーム	高齢者 住宅	小規模 多機能型 居宅介護	訪問 リハビリ	訪問 看護	デイ ケア	ホーム ヘルパー	住所	電話
1	長寿サポーターひろか													○	膝子785-4	680-5450
2	ソラスト大宮東						○								大谷6	681-6601
3	なごみ				○										大谷14-1	689-1994
4	ニチイケアセンター大谷						○								大谷177-7	682-1855
5	ロイヤルレジデンス見沼								○						大谷388-1	878-8683
6	敬寿園七里ホーム	○	○	○	○									○	大谷2022-1	681-7310
7	アレーズ									○					大谷2022-1	681-6612
8	ショートステイ見沼			○											大谷390-1	878-9351
9	グレースコート見沼						○								大谷277	687-3051
10	あったかプラン				○										蓮沼1675-9	688-2546
11	ココファンはすぬま													○	蓮沼269-2	684-9959
12	りはせんそよ風		○												蓮沼1500-1	682-2347
13	ひなたぼっこ							○							蓮沼552-1	682-2333
14	ロイヤルレジデンス大宮						○								蓮沼75-2	682-1000
15	見沼ひばり館				○		○							○	蓮沼1450	872-7557
16	笑美の湯		○												蓮沼1532-1	688-5455
17	コンフォータブルプラス蓮沼						○								蓮沼141-5	876-8807
18	訪問看護ステーションまごころ											○			風渡野261-1	687-7796
19	ハートケア東大宮			○	○	○					○		○		風渡野45	682-6821
20	コンパスウォーク七里		○												風渡野248	720-8970
21	ライブラリななさと							○							風渡野201-1	682-1231
22	ソラスト七里				○									○	東門前351-4	682-1751
23	マस्या介護サービス				○									○	東門前65-2-101	685-5099
24	つばさ訪問看護ステーション											○			東門前43-1	681-6760
25	ぷらす		○												東門前351-1	797-7202
26	さいたま記念病院										○		○		東宮下196	686-3111
27	ソラスト七里		○	○											東宮下474	681-6671
28	恵の里	○													東宮下1-13-1	680-1011
29	見沼さくらの杜	○		○											東宮下883-1	872-6581
30	あいりす介護支援センター				○									○	東宮下2-124-5-203	682-7515
31	つむぎ家						○								東宮下2-123-3	797-5523
32	介護老人保健施設 七里					○							○		東宮下1-152-1	884-8201
33	みんなの家 七里新堤						○								新堤116-1	620-1080

●児童福祉施設

地図番号	施設名	サービス種別	住所	電話番号
34	七里保育園	保育園	大谷1985	685-2717
35	保育室エンゼル	家庭保育室	大谷1510-6	686-1892
36	山吹幼稚園	幼稚園 (施設開放、未就園児教室)	大谷1942	684-9957
37	はずめま保育園	保育園	蓮沼100-1	699-1641
38	タムロンキッズ保育園	事業所内保育事業所	蓮沼1381-1	812-8811
39	大谷第一学童保育所	放課後児童クラブ (民設)	蓮沼1726 AMIRYU1号室	685-4957
40	大谷第二学童保育所	//	蓮沼1726 AMIRYU2号室	688-3233
41	蓮沼小学童保育の会 つばさクラブ	//	蓮沼1025-3	685-5480
42	風渡野保育園	保育園	風渡野695-5	682-2550
43	希保育	ナーサリールーム	風渡野264-3	688-6716
44	風渡野保育園 子育て支援センター	併設型子育て支援センター 子育て談話室 (なかよし・おはなし広場 給食試食会)	風渡野695-5	682-2550 070-4471-7553
45	蓮沼のびのびルーム	のびのびルーム <蓮沼放課後児童クラブ>	風渡野373-5	090-8441-5893
46	蓮沼小学童保育の会 あおぞらクラブ	放課後児童クラブ (民設)	風渡野373-5	687-7840
47	保育所ちびっこランド ななさと園	小規模保育事業所	東門前92	687-8459
48	七里ふたばこども園	幼保連携型認定こども園 (子育て 相談、体操・英語教室、園庭開放)	東宮下480	689-3852
49	七里のびのびルーム	のびのびルーム <七里放課後児童クラブ>	東宮下392	687-9335
50	七里放課後児童クラブ	放課後児童クラブ (公設)	東宮下392	687-9335
51	東宮下放課後児童クラブ	//	東宮下215-1	687-8351
52	七里東保育園	保育園	新堤40	683-3969

●福祉 (その他)

地図番号	施設名	住所	電話
53	老人福祉センター東楽園	膝子1151-1	686-1033
54	多機能型大谷事業所 ななくさ	大谷1264	683-8440
55	児童デイ来楽見沼 (放課後等デイサービス)	大谷1674-3	871-8570
56	おひさま 見沼事業所 (//)	風渡野400-1	682-6810
57	ワークステーションつみ喜	東門前461-1	720-8639
58	自立生活援助ほっとプラス	東門前254-1CK103	627-4773
59	社会福祉法人希求会 ななほし	東宮下1-68	681-7744

避難場所

災害時要援護者優先避難場所

障がい者、高齢者、乳幼児等の災害弱者優先指定避難場所

避難所名	住 所	電 話	FAX
七里公民館	東宮下265-1	686-4721	687-5575

指定避難所

災害により燃えたり、壊れたりして生活の場を失った人の収容や保護、一時的に生活できる機能を持つ施設

避難所名	住 所	電 話	FAX	給水	AED
大谷小学校	大谷18	685-8511	685-5137		<input type="checkbox"/>
蓮沼小学校	蓮沼1017	684-3678	684-8964	○	<input type="checkbox"/>
七里小学校	東宮下312	683-3513	683-8993	○	<input type="checkbox"/>
東宮下小学校※	東宮下215-1	685-3652	685-5119		<input type="checkbox"/>
大谷中学校	大谷1634-2	685-6982	685-5118	○	<input type="checkbox"/>
七里中学校	東宮下1-1-1	685-0603	685-5101		<input type="checkbox"/>
大宮東高等学校※	膝子567	683-0995	680-1900		<input type="checkbox"/>
七里公民館	東宮下265-1	686-4721	687-5575		<input type="checkbox"/>

○応急給水場所 □AED設置場所 ※洪水時の利用に適さない指定避難所

広域避難場所（見沼区）

災害が広がって、地域全体が危険になったときに避難する場所です。一時避難場所や指定避難所が危険になったときに、広域避難場所に集団避難します。避難場所のように、避難生活をする場所ではありません。

七里総合公園※

医療救護所（見沼区）

避難所名	住 所	電 話	FAX
見沼区役所	堀崎町12-36	687-1111	681-6160
さいたま記念病院	東宮下字西196	686-3111	

七里地区の町名別世帯数と人口

令和4年1月1日現在

町名	世帯数	人口			1世帯当たりの人口
		男	女	計	
大谷	4,469 (4,445)	4,691 (4,696)	4,718 (4,743)	9,409 (9,439)	2.11 (2.12)
新堤	1,483 (1,519)	1,391 (1,427)	1,515 (1,567)	2,906 (2,994)	1.96 (1.97)
蓮沼	4,702 (4,579)	5,306 (5,260)	5,457 (5,369)	10,763 (10,629)	2.29 (2.32)
東宮下	1,996 (1,975)	2,010 (2,022)	2,225 (2,203)	4,235 (4,225)	2.12 (2.14)
東門前	1,910 (1,885)	2,023 (2,025)	1,977 (1,971)	4,000 (3,996)	2.09 (2.12)
膝子	288 (287)	331 (332)	332 (337)	663 (669)	2.30 (2.33)
風渡野	2,096 (2,070)	2,074 (2,083)	2,206 (2,202)	4,280 (4,285)	2.04 (2.07)
合計	16,944 (16,760)	17,826 (17,845)	18,430 (18,392)	36,256 (36,237)	2.14 (2.16)

() は、令和3年1月1日現在

見沼区高齢者の概況

各年10月1日現在 (単位：人)

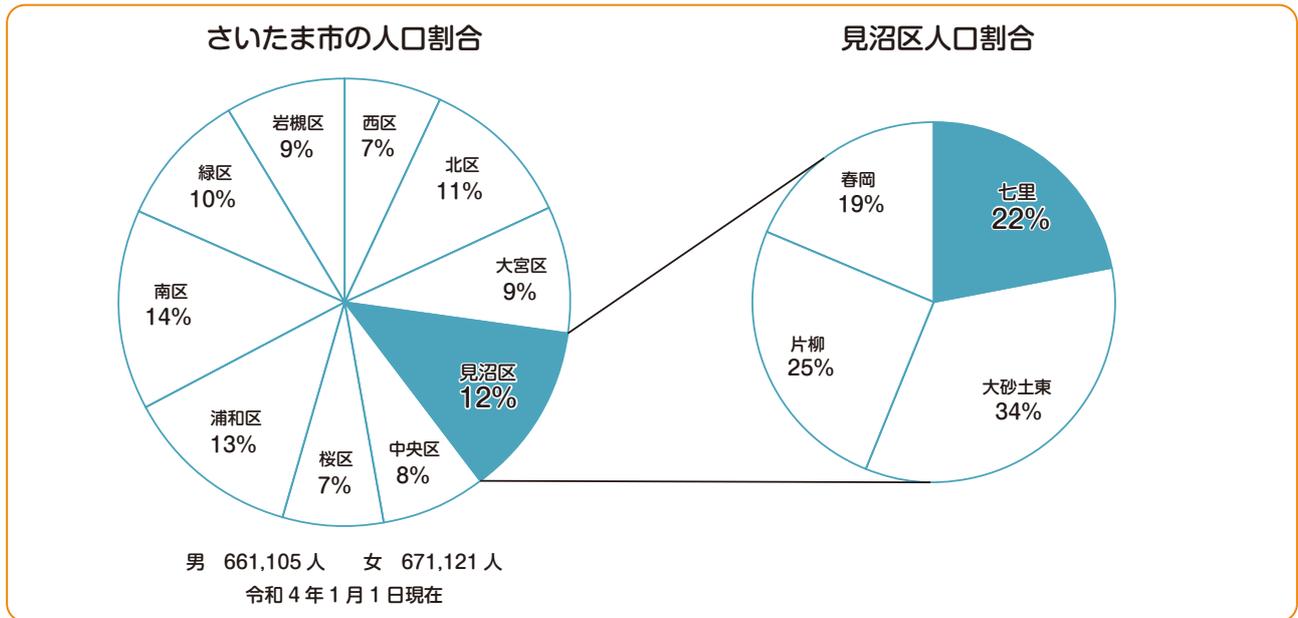
	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口	161,304	161,613	162,522	163,051	163,815	164,543
高齢者数	40,649	41,416	42,199	42,704	43,214	43,759
後期高齢者数	18,380	19,574	20,714	21,811	22,476	22,951
高齢化率	25.2%	25.6%	25.9%	26.1%	26.3%	26.5%

令和2年度 認定者数 7,607 認定率 17.6%

令和3年度 認定者数 7,841 認定率 17.9%

※認定率は認定者数÷高齢者数で算出

さいたま市・見沼区・七里地区 人口割合 人口構成 高齢化率

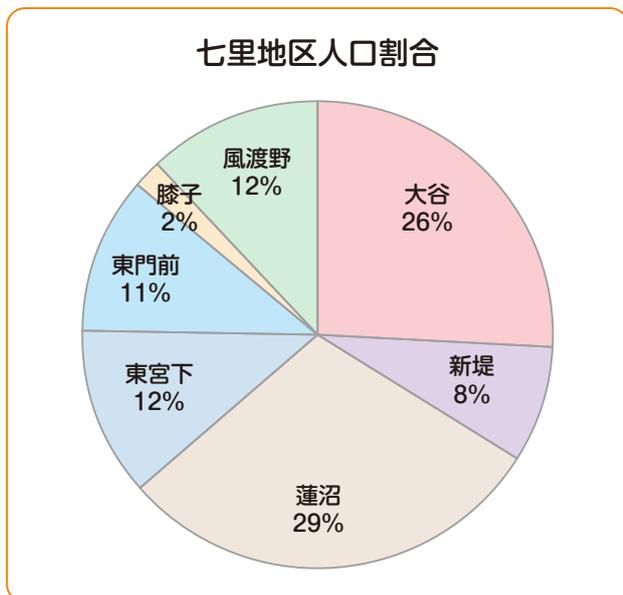


さいたま市の人口

	人口総数	男	女
西区	94,154	46,580	47,574
北区	149,530	74,252	75,278
大宮区	121,305	60,194	61,111
見沼区	164,808	81,491	83,317
中央区	102,653	50,695	51,958
桜区	95,876	48,620	47,256
浦和区	167,699	81,372	86,327
南区	192,253	96,284	95,969
緑区	131,324	64,895	66,429
岩槻区	112,624	56,722	55,902
合計	1,332,226	661,105	671,121

見沼区の人口

	人口(人)	男(人)	女(人)
七 里	36,256	17,826	18,430
大砂土東	56,287	27,827	28,460
片 柳	41,672	20,503	21,169
春 岡	30,593	15,335	15,258
合 計	164,808	81,491	83,317



七里地区人口

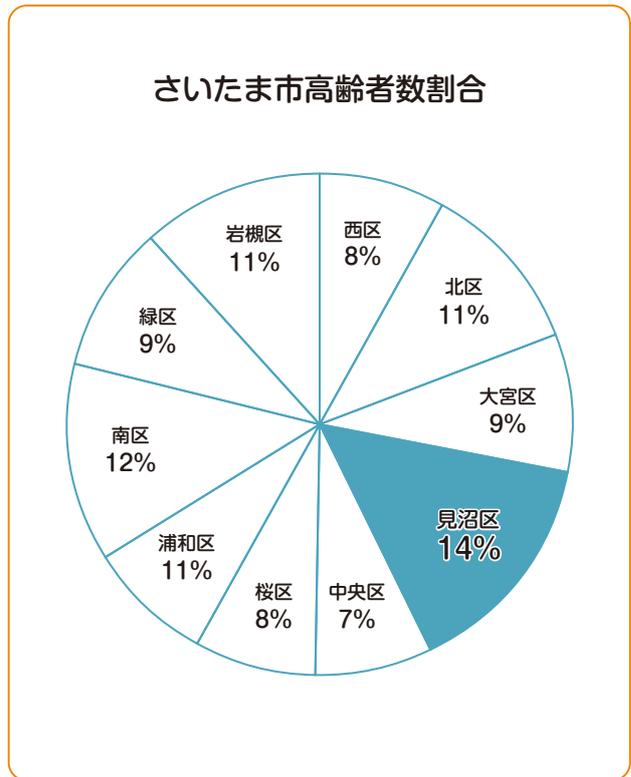
地区	人口(人)	男(人)	女(人)
大谷	9,409	4,691	4,718
新堤	2,906	1,391	1,515
蓮沼	10,763	5,306	5,457
東宮下	4,235	2,010	2,225
東門前	4,000	2,023	1,977
膝子	663	331	332
風渡野	4,280	2,074	2,206
合 計	36,256	17,826	18,430

令和4年1月1日現在 さいたま市町(丁)名別人口調査 結果報告より

さいたま市高齢者数・高齢化率 (3.8.1 現在)

	65歳以上(人)	高齢化率(%)
西区	24,764	26.38
北区	32,267	21.58
大宮区	27,016	22.30
見沼区	43,737	26.58
中央区	21,828	21.25
桜区	23,125	24.12
浦和区	34,371	20.58
南区	37,633	19.57
緑区	28,558	21.86
岩槻区	34,209	30.36
計	307,508	23.12

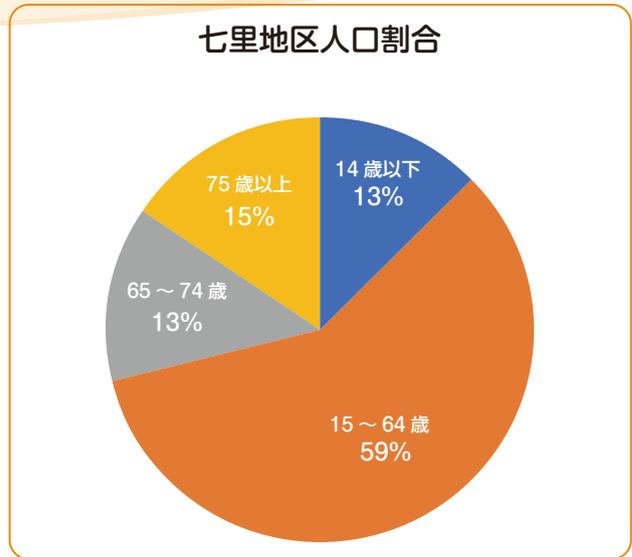
高齢化率 全国 29.0% 埼玉県 26.5%



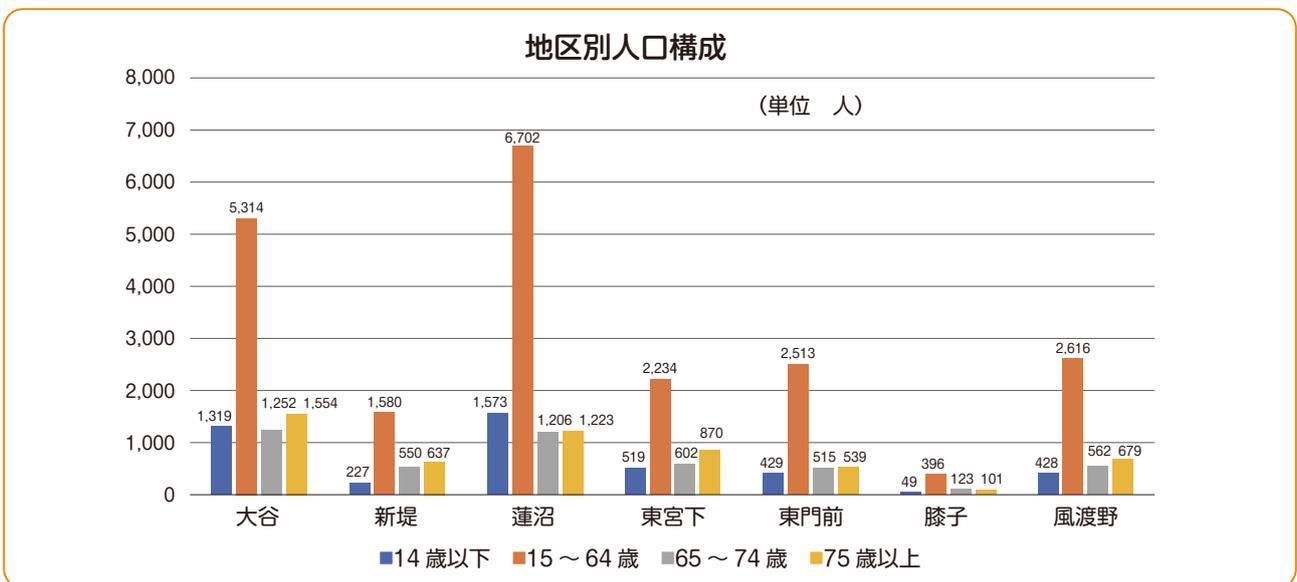
	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
人口総数(人)	93,859	149,519	121,143	164,521	102,741	95,871	167,035	192,334	130,642	112,665	1,330,330
14歳以下(人)	12,492	19,159	14,972	20,136	12,730	10,974	23,382	26,104	19,938	12,806	172,693
15歳～64歳(人)	56,603	98,093	79,155	100,648	68,183	61,772	109,282	128,597	82,146	65,650	850,129
65歳以上(人)	24,764	32,267	27,016	43,737	21,828	23,125	34,371	37,633	28,558	34,209	307,508
65歳～74歳(人)	11,560	15,974	13,204	20,859	10,733	11,219	16,761	18,858	14,268	16,417	149,853
75歳以上(人)	13,204	16,293	13,812	22,878	11,095	11,906	17,610	18,775	14,290	17,792	157,655
高齢化率(%)	26.38	21.58	22.30	26.58	21.25	24.12	20.58	19.57	21.86	30.36	23.12

※令和3年8月1日現在 さいたま市WEBサイト(さいたま市の人口・世帯)から

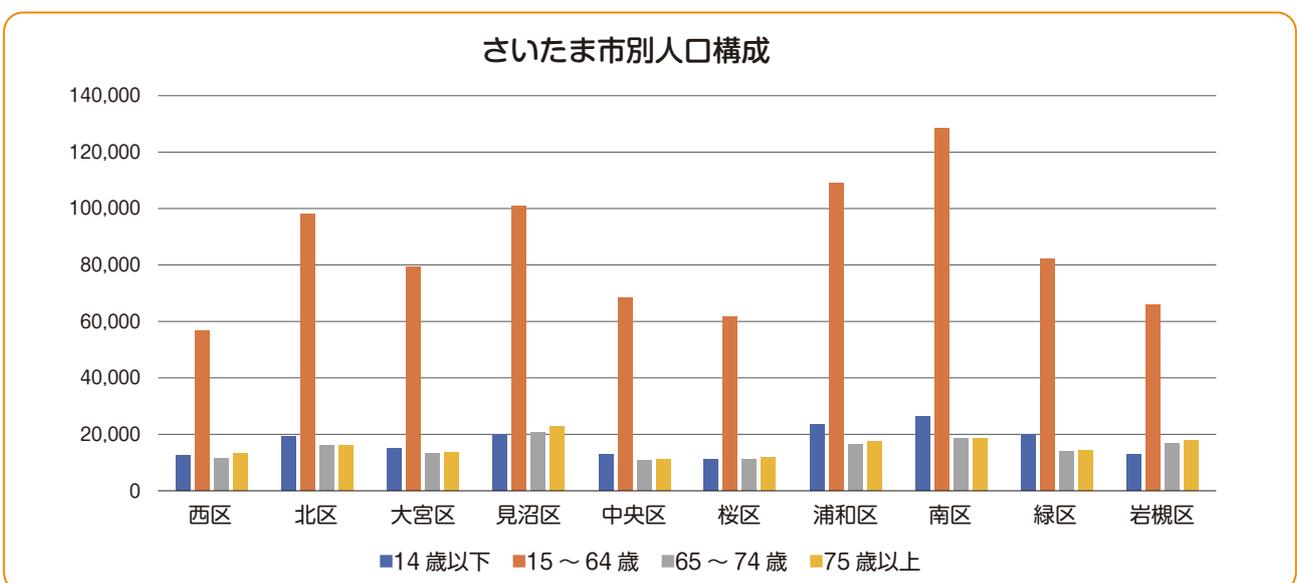
年代	七里地区人口（人）
14歳以下	4,544
15～64歳	21,355
65～74歳	4,810
75歳以上	5,603
合計	36,312



令和3年1月1日現在 埼玉県町（丁）別人口調査より



令和3年1月1日現在 埼玉県町（丁）別人口調査



令和3年8月1日現在 さいたま市WEBサイト（さいたま市の人口、世帯）から

用語解説

◆ 社会福祉協議会

従来から地域福祉の推進を担ってきた社会福祉法人であるが、社会福祉法(平成12年施行)において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記された。全国、都道府県、市町村、又は地区ごとに住民や関係機関によって組織された民間団体である。

◆ 地区社会福祉協議会

一般的には、市町村以下の区域に組織された社会福祉協議会を指す。地区社会福祉協議会の目的は、住民の主体的な福祉活動を展開し、福祉コミュニティづくりのための基礎組織を作ることである。その構成は、それぞれの地区の組織、個人などに対し、福祉コミュニティ作りを目的として形づくられる。

◆ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けると、関係機関と連絡をとる、また、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

◆ 主任児童委員

主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する民生委員・児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員。

◆ 子育てサロン (つくしんぼ)

コミュニティセンターで開催されている乳幼児と保護者の集いの場、遊びの場。(対象 0歳から就学前の子どもと親)

◆ ふれあい会食

75歳以上の一人暮らしの方との交流を深めるため、ボランティアの協力により、公民館や自治会館等で行っている会食。(七里地区は公民館で実施)

◆ 高齢者サロン（歌声、うんどう、園芸サロン）

高齢者の交流の場で、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、軽い体操をしたり等、いろいろな形態で行われている。

◆ オレンジカフェ「縁がわ」（認知症カフェ）

認知症の人やその家族、地域住民や医療・介護・福祉の専門職等の誰もが参加でき、情報を交換したりお互いを理解しあう認知症の人等の支援を目的とした集いの場

◆ 見守りネットワーク

地区社会福祉協議会を単位とし、さまざまな立場の住民が連携し、地域の活動状況を分析し、今後の活動の方針を話し合い、「お互い様」の意識により、地域での見守りや支え合い活動の活性化を目指すもの。

◆ ワークショップ（workshop）—住民座談会

もともと共同で何かを作る場所を意味している。それが住民参加のまちづくりなどで、一方的な知や技術の伝達だけでなく、参加者が主体となって積極的に「参加」し、頭や言葉だけでなく「体験」を重視し、「双方向性」や「相互作用」を活かした「参加体験型のグループによる学習や創造の場」として様々な分野に広がっている。

◆ 【特養】 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。入所は原則として要介護3以上の方が対象となりますが、要介護1・2の人は特例的に入所が認められる場合があります。

◆ 【老健】 介護老人保健施設

要介護1～5の方で、病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

◆ 【小規模多機能型居宅介護】

通いを中心にして、訪問介護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等が受けられます。

◆ 【有料老人ホーム】

指定を受けた有料老人ホームで、日常生活上の支援や介護などを受けられます。

◆ **高齢者住宅【サービス付き高齢者向け住宅】**

高齢者単身または高齢夫婦のみ世帯が居住できる賃貸等の住まいです。バリアフリー構造となっていて、安否確認と生活相談サービスを受けることができます。

◆ **【グループホーム】**

認知症の利用者を対象にした少人数の施設で、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

◆ **【デイ】 デイサービス（通所介護）**

利用者が日中施設へ通い、食事や入浴などの日常生活援助、レクリエーションや簡単な機能訓練が受けられます。カラオケや手芸、書道、外出行事など施設によって様々なプログラムがあり高齢者にとって交流の場や生きがいを見出す場となっています。

◆ **【デイケア】 通所リハビリテーション**

介護老人保健施設（老健）や医療機関などで、生活機能向上のためのリハビリテーションや、入浴などの日常生活上の支援を日帰りで行います。

◆ **【訪問ヘルパー】 訪問介護**

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

◆ **【訪看】 訪問看護**

疾患などを抱えている方について、医師の指示に基づき看護師などが居宅を訪問し、療養上のお世話や診療の補助をします。

◆ **【ショートステイ】 短期入所生活介護**

介護老人福祉施設（特養）などに短期期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

◆ **【ケアハウス】**

独立して生活するには不安がある60歳以上の高齢者が、低料金で食事や入浴等の準備などの日常生活上の必要な便宜を受けうる事ができる施設で、軽費老人ホームの一種です。

◆【ケアマネ】 居宅介護支援事業所

居宅サービスが適切に利用できるよう支援を行います。利用者の状態、希望を聞いてケアプランを作成したり、サービス事業所との連絡・調整を行ったり、施設への紹介等を行います。通常、これらの支援をケアマネージャーが行います。

◆【地域包括】 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢の皆さんが、安心して生活を送れるよう支援するセンターです。介護予防事業、虐待等の権利擁護相談など高齢者への総合的な支援を行います。

東部圏域地域包括支援センター 敬寿園七里ホーム 681-6614

◆【在介】 在宅介護支援センター

在宅介護に関する様々な相談に応じ、介護や福祉のサービスが総合的に受けられるように連絡・調整を行います。一人暮らしの高齢者の見守り等も行っています。

在宅介護支援センター敬寿園 686-2611

在宅介護支援センターなごみ 689-1994

◆ のびのびルーム

0～3歳未満のお子さんと保護者の方を対象とした、つどいの場・遊び場として、放課後児童クラブを無料で開放しています。ルームマネージャーがおもちゃや絵本を用意してお待ちしています。

利用時間は、学校が開校している月～金曜日の9時～12時

◆ ナーサリールーム

0歳児～小学校就学前までのお子さんを対象として、規模・基準ともに認定保育所に近い状況でお子さんをお預かりします。(市認定保育施設)

◆ 認定こども園

幼稚園・保育所等が一体となり、幼児教育・保育、子育て支援を行う施設です。

◆ 小規模保育事業所

0歳～2歳児の少人数(6～19人)のお子さんを対象に、ご家庭に近い環境のもと、きめ細やかな保育を行います。

◆ 家庭保育室

0歳～3歳児までのお子さんを対象として、家庭的な温かい環境でお子さんをお預かりします。(市認定保育施設)

非常持出品と備蓄品

大規模災害時、被災地に救援物資が届くまでには、おおむね3日かかるといわれています。非常持出品は、必要最小限のものを厳選し、一つにまとめてすぐに持ち出せる場所に保管しておきましょう。また、在宅避難の際に、災害から復旧するまでの数日間を支える備蓄品を分けて用意しましょう。特に、食料や飲料水などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック」を心がけましょう。

チェックリスト

非常持出品	備蓄品
非常食 (乾パン・缶詰・あめ・チョコなど簡易食)	食料品 (缶詰、レトルト食品など)
飲料水	食料品 (調味料、スープなど)
携帯ラジオ(予備の電池)	食料品(チョコレート、あめなど)
懐中電灯(予備の電池・電球)	水(一人あたり1日3リットル)
ヘルメット・防災ずきん	燃料(卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベなど)
救急箱 (絆創膏・消毒液・栄養補助食品)	毛布、タオルケット、寝袋など
常備薬(お薬手帳)	洗面用品
貴重品(預貯金通帳、印鑑など)	鍋、やかん
現金・免許証・保険証	簡易食器 (わりばし、紙皿、紙コップなど)
ろうそく・ランタン	ラップ、アルミホイルなど
ライター(マッチ)	ウェットティッシュ、 トイレトペーパーなど
ナイフ、缶切り、栓抜き	簡易トイレ
ティッシュ(ウェットタイプも)	予備のメガネ、補聴器など
タオル・ビニール袋	工具類 (ロープ、バール、スコップなど)
上着・下着	
軍手	
携帯電話の予備バッテリー	
生理用品	
マスク、使い捨てカイロなど	

その他ご自身で感染対策として必要とするもの

- 最低3日分の食料と飲料水(1人1日3リットル)※推奨1週間分
- 高齢者や乳幼児など、家族構成に応じて特に必要なものがあればつけ加えておきましょう。
- 非常持出品は保存状態や使用期限などを定期的に点検し、必要に応じて新しいものに交換しましょう。

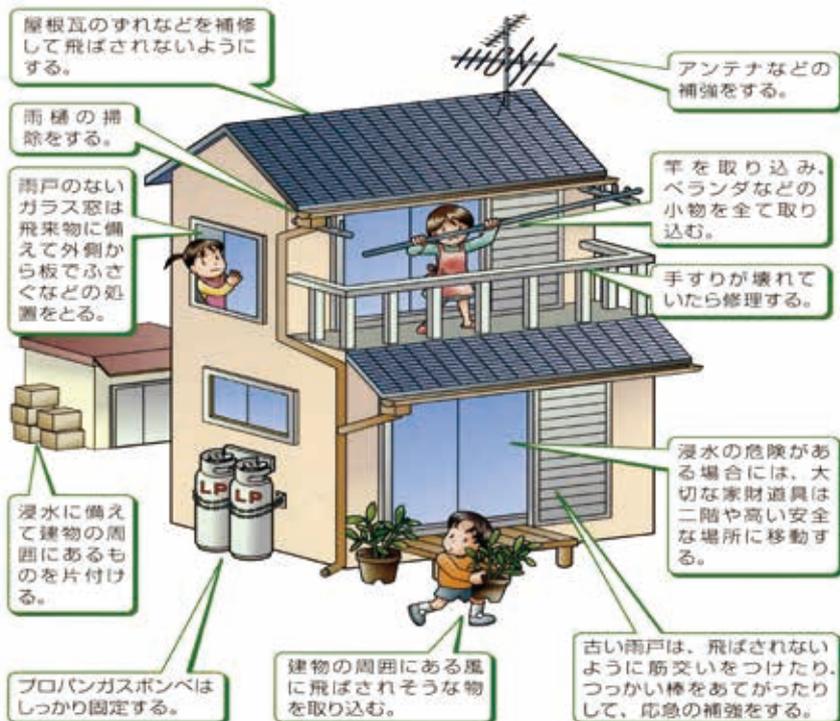


日頃からの心掛け

風水害に備えておくべきこと

台風や集中豪雨はある程度予測できる災害です。情報を入力し、しっかりした準備をしておきましょう。

●建物などの事前準備



●家族の準備



- 必要最小限の非常持出品を準備しましょう。(地震対策としても日頃からの準備が大切です。)
 - 懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池も準備しましょう。
 - 生活用水を貯めおきましょう。(飲料水は1人1日3リットルが目安です。)
 - 指定緊急避難場所までのルートをあらかじめ決めておき、安全に通行できるかを実際に歩いて確認しておきましょう。
- ※外出している家族が、交通機関のマヒなどで帰宅できない場合もあります。離ればなれになってしまった場合に備え、連絡方法や避難場所・集合場所を日頃から十分話しあっておきましょう。

各家庭で備えましょう

●簡単な土のうの作り方

水深が浅い段階なら、家庭にあるごみ袋、レジャーシート、プランターなどを活用した応急処置で対処が可能です。

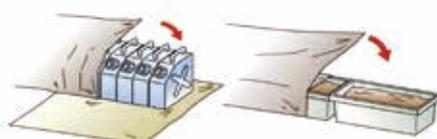
〈ごみ袋を利用〉

大きめのごみ袋などを二重にし、中に半分程度の水(ふるの残り水などが便利)を入れ、すき間なく並べます。段ボールに入れて連結すると、強度が増し、積み重ねることもできます。



〈シートを利用〉

土を入れたプランターを横に並べ、レジャーシートを巻き込んで補強します。プランターの代わりに水を入れたポリタンクや重くしたビールケースなども利用できます。



「七里」の歴史

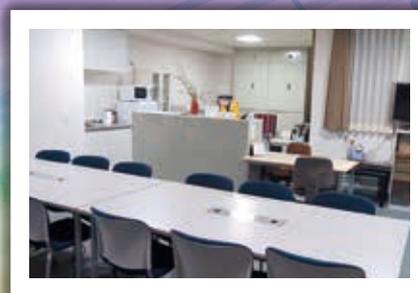
- ◆ この村を含む付近一帯は江戸時代には武蔵国足立郡南部領に属していた。
- ◆ 1869年（明治2年）1月28日（旧暦）武蔵知県事・宮原忠治の管轄区域をもって大宮県が発足（県庁は日本橋馬喰町）。
- ◆ 1869年（明治2年）9月29日（旧暦）県庁が浦和に移転し、大宮県から浦和県に改称。
- ◆ 1871年（明治4年）11月14日（旧暦）浦和県・忍県・岩槻県の3県が合併して埼玉県が発足。
- ◆ 1879年（明治12年）3月17日群区町村編制法により成立した北足立郡に属す。群役所は浦和宿に設置。

以後全国的に町村合併が進み、この地区でも七ヶ郷より膝子を除いた6村で西南部村を設置する計画があったが、財政、地理上の問題などから頓挫。
- ◆ 1889年（明治22年）4月1日一町村制施行に伴い、七ヶ郷がそのまま大谷村・猿ヶ谷戸村・東門前村・東宮下村・膝子村・新堤村・風渡野村として発足し7村で大谷村外6ヶ村組合を構成した。

6月1日一同じ北足立郡内に大谷村が発足したことから、膝子村外6ヶ村組合と改称する。
- ◆ 1913年（大正2年）4月2日一膝子村外6ヶ村組合内の7村が合併し七里村が発足。初代村長は吉田茂助、役場は旧東門前村（現：見沼区役所七里支所付近）に置かれた。
- ◆ 1929年（昭和4年）11月17日一七里村に北総鉄道（東武野田線）七里駅が開業する。
- ◆ 1955年（昭和30年）1月1日一指扇村・馬宮村・植水村・片柳村・春岡村とともに大宮市に編入。同日七里村廃止。

その後「七里」の名は、駅や小中学校、郵便局、公共施設、店名等現在も通称地名として使用されている。また、現在のさいたま市立七里小学校は江戸時代末期の寺子屋から続く古い学校であり、学制頒布後の初代校長清浦奎吾は1924年（大正13年）に内閣総理大臣となった。

（ウィキペディア引用）



七里地区第5次地域福祉行動計画

令和4年3月発行
七里地区社会福祉協議会

〒337-0014 さいたま市見沼区大谷 2022-1
(敬寿園七里ホーム内)
電話・FAX 048-687-9997
ホームページ <http://7sato.sakura.ne.jp/>
E-mail : nanasato-shakyo@nifty.com



ホームページ
QRコード